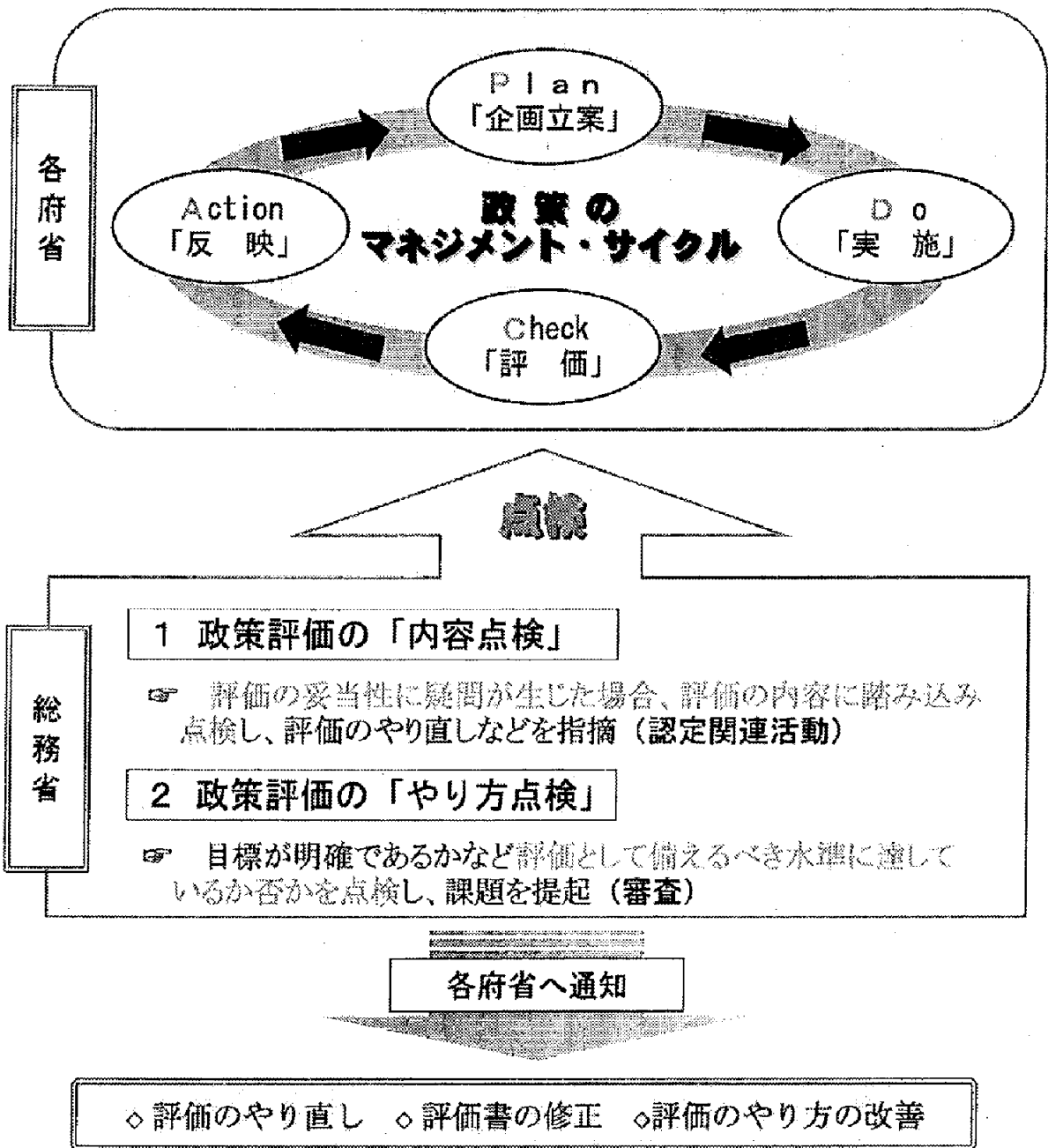


各府省の政策評価の点検

各府省の「自己評価」に対する総務省による検証活動

各府省が行った政策評価について、評価の質の向上と実効性の確保、それを通じた政策の見直し・改善を目指して、次の活動を実施



行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）（抄）

（総務省が行う政策の評価）

第12条

- 2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）（抄）

Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価

(3) 総務省の評価活動

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価について、次により、重点的かつ計画的に一連の評価活動に取り組む。

- ① 各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査
- ② 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定（必要性の認定に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、改めて評価を行うことの必要性等について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）
- ③ 上記②の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価（当該評価の実施に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認める状況について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）
- ④ 行政機関からの要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときに実施する評価

「政策評価の点検結果－評価の実効性の向上に向けて－」（平成 20 年 3 月） 抜粋

2-4 規制の政策評価
(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

規制の政策評価については、評価法施行令の一部改正により、平成 19 年 10 月 1 日から各行政機関に対して規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価の実施が義務付けられた。これにあわせて、基本方針に基づき、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価を円滑かつ効率的に実施するため、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定された。

なお、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価の実施が義務付けられる以前においては、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 31 日閣議決定）に基づき、「規制影響分析（RIA）の試行的実施に関する実施要領」（平成 16 年 8 月 13 日制定、平成 18 年 3 月 31 日一部改正。内閣府）が策定され、各行政機関において規制影響分析の試行が実施されていた。そのうち一部については、各行政機関において評価法に基づく政策評価として実施されていた。

(2) 政策評価の実施状況

事前評価の義務付け以降、規制の新設又は改廃に関して評価が行われ、平成 19 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に評価書が総務大臣に送付された件数は、7 府省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の計 25 件である。

なお、義務付け以前、各府省の自主的な取組として、規制の新設又は改廃に関して評価法上の政策評価が行われ、平成 19 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に評価書が総務大臣に送付された件数は、4 府省（総務省、文部科学省、国土交通省及び環境省）の計 32 件となっている。

義務付け以降実施された事前評価の各府省横断的な現状をみると、次のとおりである。

- ① 分析対象期間が設定されている評価の割合は、48.0%（25 件中 12 件）である。
- ② 費用要素の区分について、遵守費用及び行政費用についてはすべての評価において分析されているが、その他の社会的費用については 6 件の評価において言及されていない。
- ③ すべての評価において、費用と便益の関係の分析が行われている。分析手法については、費用便益分析を用いているものが 0%（25 件中 0 件）、費用効果分析

を用いているものが 8.0% (25 件中 2 件)、その他費用分析又は定性的な分析を用いているものが 92.0% (25 件中 23 件) となっている。

- ④ ベースライン以外の代替案を提示している評価の割合は 48.0% (25 件中 12 件)、「代替案は想定されない」等としている評価の割合は 32.0% (25 件中 8 件)、ベースライン以外の代替案についての記述がない評価の割合は 20.0% (25 件中 5 件) となっている。また、規制緩和の場合において、規制の廃止を代替案として比較を行っている評価の割合は、20.0% (5 件中 1 件) となっている。
- ⑤ すべての評価において、レビューを行う時期又は条件が記載されている。なお、一部の府省においては、レビューを行う時期又は条件の特定に加え、レビューの方法を明示しているものがみられる。
- ⑥ 不確実性の程度についての説明を行っている評価の割合は、28.0% (25 件中 7 件) となっている。

(3) 今後の課題

- ① 分析の対象とする期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示的に示していく必要がある。
- ② 費用要素について、(ア) 遵守費用、(イ) 行政費用及び(ウ) その他の社会的費用の各区分を明示して分析を行っていくことが必要である。
- ③ 想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行っていくことが必要である。また、代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことが望ましい。
- ④ 規制の事前評価に係るレビューを適切に実施していくことが重要である。また、レビューを行う時期又は条件の特定に加えて、レビューの方法を明示していくことが望まれる。さらに、法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについて「規制改革推進のための 3 か年計画」(平成 19 年 6 月 22 日閣議決定)等累次の閣議決定の趣旨を踏まえて盛り込まれた一定期間経過後見直しを行う旨の条項(見直し条項)に基づき当該規制の見直しを行う場合には、ガイドラインに基づくレビューを活用することが期待される。
- ⑤ 不確実性が伴う場合には、推計値の不確実性の程度についての説明を行っていく必要がある。定量化又は金銭価値化による分析を行うためのデータの入手が難しく、データの一部を把握できていない場合でも一定の前提条件を置いて定量化するなどして、これを説明していくことが重要である。

図表 I - 2 - 4 - ② 規制の事前評価の実施府省及び件数

(単位：件)

府 省	件 数
総務省	2
文部科学省	1
厚生労働省	8
農林水産省	4
経済産業省	5
国土交通省	2
環 境 省	3
計 7府省	25
(参考) 平成19年9月30日まで 計 4府省	32

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

図表 I - 2 - 4 - ③ 評価の対象とした法令のレベル

(単位：件 (%))

府 省	実 施 件 数	法律 のみ	政令 のみ	法律 及び政令	法律、政令 及び省令	政令、省令 及び告示	政令 及び省令
総務省	2	—	—	—	—	1 (50.0%)	1 (50.0%)
文部科学省	1	—	1 (100%)	—	—	—	—
厚生労働省	8	—	8 (100%)	—	—	—	—
農林水産省	4	—	4 (100%)	—	—	—	—
経済産業省	5	1 (20.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	—	—
国土交通省	2	2 (100%)	—	—	—	—	—
環 境 省	3	3 (100%)	—	—	—	—	—
計 7府省	25	6 (24.0%)	15 (60.0%)	1 (4.0%)	1 (4.0%)	1 (4.0%)	1 (4.0%)
(参考) 平成19年9 月30日まで 計 4府省	32	30 (93.8%)	1 (3.1%)	1 (3.1%)	/		

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

図表 I - 2 - 4 - ④ 規制の新設又は改廃の区分

(単位：件 (%))

府 省	規制の新設・追加・強化・拡充	規制の緩和	規制の廃止	計
総務省	2 (100%)	—	—	2 (100%)
文部科学省	1 (100%)	—	—	1 (100%)
厚生労働省	8 (100%)	—	—	8 (100%)
農林水産省	2 (50.0%)	2 (50.0%)	—	4 (100%)
経済産業省	3 (60.0%)	2 (40.0%)	—	5 (100%)
国土交通省	1 (50.0%)	1 (50.0%)	—	2 (100%)
環境省	3 (100%)	—	—	3 (100%)
計 7府省	20 (80.0%)	5 (20.0%)	—	25 (100%)
(参考) 平成19年9月 30日まで 計 4府省	30 (93.8%) (注2)	9 (28.1%) (注2)	—	32 (100%) (注2)

(注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

2 「規制の新設・追加・強化・拡充」と「規制の緩和」の両方に該当するものが7件含まれる。

図表 I - 2 - 4 - ⑥ 分析対象期間が設定されている評価の件数及び割合

(単位：件、%)

府 省	分析対象期間が設定されているもの	
	件数	割合
総務省	2 / 2	100.0
文部科学省	1 / 1	100.0
厚生労働省	1 / 8	12.5
農林水産省	2 / 4	50.0
経済産業省	4 / 5	80.0
国土交通省	2 / 2	100.0
環境省	0 / 3	0.0
計 7府省	12 / 25	48.0
(参考) 平成19年9月30日まで 計 4府省	1 / 32	3.1

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

図表 I - 2 - 4 - ⑨ 費用及び便益の各要素の分析手法

(単位：件 (%))

(区分)		分析手法			言及されて いないもの
		金銭価値化 (注2)	定量化 (注2)	定性的記述 (注3)	
費用	遵守費用	11 (44.0%) [1 (3.1%)]	— [—]	14 (56.0%) [22 (68.8%)]	— [8 (25.0%)]
	行政費用	3 (12.0%) [1 (3.1%)]	— [—]	22 (88.0%) [7 (21.9%)]	— [25 (78.1%)]
	その他の 社会的費用	— [—]	— [—]	19 (76.0%) [6 (18.8%)]	6 (24.0%) [26 (81.2%)]
便 益		2 (8.0%) [—]	2 (8.0%) [1 (3.1%)]	21 (84.0%) [31 (96.9%)]	— [—]

(府省別)

(区分)		分析手法			言及されて いないもの
		金銭価値化 (注2)	定量化 (注2)	定性的記述 (注3)	
費用	(遵守費用)				
	総務省	2 (100%)	—	—	—
	文部科学省	1 (100%)	—	—	—
	厚生労働省	1 (12.5%)	—	7 (87.5%)	—
	農林水産省	1 (25.0%)	—	3 (75.0%)	—
	経済産業省	3 (60.0%)	—	2 (40.0%)	—
	国土交通省	1 (50.0%)	—	1 (50.0%)	—
	環境省	2 (66.7%)	—	1 (33.3%)	—
	(行政費用)				
	総務省	—	—	2 (100%)	—
	文部科学省	—	—	1 (100%)	—
	厚生労働省	—	—	8 (100%)	—
	農林水産省	—	—	4 (100%)	—
	経済産業省	2 (40.0%)	—	3 (60.0%)	—
	国土交通省	1 (50.0%)	—	1 (50.0%)	—
	環境省	—	—	3 (100%)	—
	(その他の社会的費用)				
	総務省	—	—	2 (100%)	—
	文部科学省	—	—	1 (100%)	—
	厚生労働省	—	—	8 (100%)	—
	農林水産省	—	—	4 (100%)	—
経済産業省	—	—	2 (40.0%)	3 (60.0%)	
国土交通省	—	—	2 (100%)	—	
環境省	—	—	—	3 (100%)	

便 益	総務省	—	—	2 (100%)	—
	文部科学省	—	—	1 (100%)	—
	厚生労働省	—	—	8 (100%)	—
	農林水産省	—	—	4 (100%)	—
	経済産業省	1 (20.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	—
	国土交通省	1 (50.0%)	—	1 (50.0%)	—
	環境省	—	—	3 (100%)	—

- (注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。
 2 費用又は便益の要素が複数ある場合においては、一部の要素について金銭価値化又は定量化されていれば該当するものとしている。
 3 「費用が発生(増加)しない」等とされているものを含む。
 4 【 】内の数値は、平成19年1月1日から9月30日までの4府省32件の評価書に係るものである。

図表 I-2-4-⑩ 費用と便益の関係の分析手法

(単位：件(％))

	費用便益分析	費用効果分析	費用分析等	計
総務省	—	—	2 (100%) (注2)	2 (100%)
文部科学省	—	—	1 (100%) (注3)	1 (100%)
厚生労働省	—	—	8 (100%) (注3)	8 (100%)
農林水産省	—	—	4 (100%) (注3)	4 (100%)
経済産業省	—	2 (40.0%)	3 (60.0%) (注4)	5 (100%)
国土交通省	—	—	2 (100%) (注5)	2 (100%)
環境省	—	—	3 (100%) (注3)	3 (100%)
計 7府省	—	2 (8.0%)	23 (92.0%)	25 (100%)
(参考) 平成19年9月 30日まで 計 4府省	—	—	32 (100%) (注6)	32 (100%)

- (注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。
 2 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの2件を含む。
 3 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの1件を含む。
 4 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの1件及び便益のみ金銭価値化して分析を行っているもの1件を含む。
 5 便益のみ金銭価値化して分析を行っているもの1件を含む。
 6 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの2件及び便益のみ定量化して分析を行っているもの1件を含む。

図表 I - 2 - 4 - ⑫ 代替案との比較

(単位：件 (%))

府 省	代替案を提示しているもの	「代替案が想定されない」等として いるもの	代替案についての 記述がないもの	計
総務省	—	2 (100%)	—	2 (100%)
文部科学省	1 (100%)	—	—	1 (100%)
厚生労働省	6 (75.0%)	—	2 (25.0)	8 (100%)
農林水産省	—	4 (100%)	—	4 (100%)
経済産業省	3 (60.0%)	2 (40.0%)	—	5 (100%)
国土交通省	2 (100%)	—	—	2 (100%)
環境省	—	—	3 (100%)	3 (100%)
計 7府省	12 (48.0%)	8 (32.0%)	5 (20.0%)	25 (100%)
(参考) 平成19年9 月30日まで 計 4府省	9 (28.1%)	1 (3.1%)	22 (68.8%)	32 (100%)

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

図表 I - 2 - 4 - ⑬ 不確実性の程度についての説明を行っている評価の件数及び割合

(単位：件、%)

府 省	不確実性の程度について説明を行っているもの	
	件数	割合
総務省	2 / 2	100.0
文部科学省	1 / 1	100.0
厚生労働省	1 / 8	12.5
農林水産省	0 / 4	0.0
経済産業省	0 / 5 (注2)	0.0
国土交通省	2 / 2	100.0
環境省	1 / 3	33.3
計 7府省	7 / 25	28.0
(参考) 平成19年9月30日まで 計 4府省	1 / 31	3.2

(注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

2 経済産業省の5件のうち、3件は「試算している数値はあくまでも試算上仮定した数値であることに留意する必要がある」等と言及しており、1件は「規制コストの算定等については一定の仮定を置いており、他の検討等の前提となるものではない」と言及している。